

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

誰でも簡単！ 郵送申告をご利用ください！

【公民館での市民税・県民税申告会はありません】

市役所に行く必要が無い、郵送での申告をご利用ください。

【郵送での申告を簡略化しています】

下記の「必ずご記入いただく項目」の記入と「添付資料」を同封いただけで郵送申告が可能です。

「必ずご記入いただく項目」以外の記入内容に不足があった場合でも、詳細については職員が添付資料を確認し、各所得・所得控除に関する内容を補完します。

必ずご記入いただく項目

【全員が記入】

住所、氏名などご本人様に関する情報

【該当する場合、必ず記入】※番号は、2頁の項目番号です

⑫配偶者控除・扶養控除（配偶者特別控除・特定親族特別控除も含む）

⑭障害者控除 ⑮本人該当項目

記入する箇所は2頁をご覧ください。

添付資料（コピー可）

【収入に関する書類】

給与所得の源泉徴収票、給与明細

公的年金等の源泉徴収票 等

【控除等に関する書類】

医療費控除の明細書（領収書は不可）

社会保険料（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金 等）の控除証明書、領収書

生命保険料、地震保険料の控除証明書

寄附金の証明書、受領証 等

障害者手帳、障害者控除対象者認定書 等

医療費控除には明細書の作成・添付が必要です。領収書では医療費控除は受けられません（詳細は6,7頁）。

●今年度から申告書等の返却方法が変更となります。申告書の控えのご返却をご希望の方は、申告書の写しと返信用封筒を同封してください。

（詳細は4頁をご覧ください。返却には一ヶ月ほどお時間をいただきます。）

※申告書の控え以外の返却は行っておりません。手元に添付資料が必要な方はコピーを同封してください。

申告書の提出方法

●同封の返信用封筒（灰色）に入れて郵送してください。

※市役所2階市民税課においても申告の受付は行っております。

●郵送先：〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

申告は令和8年3月16日（月）までです。

赤枠内に必要事項を記入し、必要な証明書等の添付資料を同封すれば、郵送申告が可能です。

申告書の書き方

記入内容等に不足があった場合でも、添付していただいた資料に基づいて職員が補完させていただきます。ただし、⑫配偶者控除・扶養控除欄⑬障害者控除欄⑮本人該当項目欄については添付資料だけでは確認が不十分な場合もあるため、必ず申告書の各欄にご記入ください。

令和7年1月1日～令和7年12月31日の収入・所得などの状況について記入してください。

令和8年度(7年分)市民税・県民税申告書

受付印		
住所、氏名等を ください。	1月1日 の住所	船橋市湊町2丁目10番25号 フナバシ タロウ
	現住所	船橋市湊町2丁目10番25号
	氏名	船橋 太郎
個人番号 (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	生年月日 明大昭平令 15年8月20日
	電話番号	047-436-XXXX
	職業	○○○○
	整理番号	
	生年月日	

現在の住所、氏名等を記入してください。

※⑫、⑭、⑮に該当する場合には、必ず記入が必要です。

① 収入・所得金額等 (1月~12月)	種目	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ専従者控除額	(Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ)所得金額	下の欄は記入しないでください。	
	① 営業等 不動産・農業 利子・配当	円	円	円	円	16	
	給与/収入 〔支払者(会社名など)〕	収入金額 1,100,000	(源泉徴収票のない人は裏面□に、給与明細などを参考に記入してください。)				
	専従者給与 〔内空〕	住所 姓氏					8
	〔公的年金等収入〕遺族・障害年金のみの方は裏面③課税される取引のなかにしたがう記載欄	厚生年金・国民年金 〔内空〕	共済年金 〔内空〕	企業年金 〔内空〕	その他の年金 〔内空〕		
〔業務〕小規模事業者等 〔内空〕	Ⓐ 金額 〔内空〕	Ⓑ 必要経費 〔内空〕	〔内空〕	(Ⓐ-Ⓑ)所得金額 〔内空〕	10		
〔その他〕例:個人年金など 〔支払者〕	Ⓐ 金額 〔内空〕	Ⓑ 必要経費 〔内空〕	〔内空〕	(Ⓐ-Ⓑ)所得金額 〔内空〕	62		
総合譲渡・時	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ特別控除	(Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ)所得金額	63		

この部分には記入しないでください。

職員記載欄
受付
補記
確認
確認書類
個人
通知
本人確認
送金関係書類
親族関係書類
翻訳文
添付無・別表無

**扶養している親族の
マイナンバー（個人
番号）を記入してく
ださい。**
**扶養している親族の
本人確認書類は不要
です。**

☆あなたが該当するところに記入
及び○印を付けてください。

1. ひとり親・寡婦… 配偶者と(死別・離別) (年月) 未婚

特別障害者

- (15) 善本人該當項目欄** (精神) 2級・3級 (療育) B判定 (認定書) 障害者

現在は主に昭和中期の発行を季語で表す。個人は右欄の印で示して貰いたい。

登録以降、市・県民税申告書の先送を希望する場合は右欄を〇印で囲んでください

(A)

収入・所得金額等の記入

営業等・不動産・農業所得 ①欄 裏面ア・イ欄

申告書裏面ア又はイに収支の明細を記入し、申告書表面①欄に収入金額などを記入してください。

給与収入 ②欄

「令和7年分給与所得の源泉徴収票」のある方は②欄に支払者（会社名など）と支払金額を記入してください。
源泉徴収票がない方は裏面「図給与収入の明細」で収入金額を計算し表面②欄に記入してください。

※源泉徴収票や給与明細がある場合は添付してください。

※給与収入金額が850万円を超える特別障害者に該当する人または年齢23歳未満の扶養親族を有する人もしくは特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合は所得金額調整控除（詳細は8頁）の対象となりますので、裏面図にご記入ください。

公的年金等収入（厚生年金など） ③欄

日本年金機構など、公的年金等の支払者から送付される「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」をもとに支払金額を③欄にそれぞれ記入してください。

※源泉徴収票がある場合は添付してください。

※遺族年金や障害年金は非課税所得になります。申告書裏面の「課税される収入のなかった人などの記載欄」に記入してください。

雑所得を生ずべき業務の収入 ④欄

事業、給与などにあてはまらない継続した取引（副業等）の収入金額などを④欄に記入してください。

その他雑所得（個人年金、船橋市生きがい福祉事業団配分金など） ⑤欄

⑤欄に支払者名と収入金額などを記入してください。※支払明細書がある場合は添付してください。※個人年金の必要経費は掛金の一部です。

(B)

所得から差し引かれる金額等（所得控除）の記入

雑損控除 ⑥欄

令和7年中に災害や盗難、横領により資産に損失を受けた場合に、損失の金額及び災害に関連して支出した金額などを記入してください。

※罹災証明、災害関連支出額の分かる領収書、保険金の補てん額の分かる書類、被害を受けた住宅・家財等の取得価額の分かる書類を添付してください。
※災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。

【雑損控除の計算方法】 $\{(損失金額 - 保険金などで補てんされる金額) - 総所得金額等 \times 10\% \}$ 又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額

医療費控除 ⑦欄 詳細は6,7頁

令和7年中に支払った医療費などが該当します。⑦欄の「支払った医療費」欄と「補てん金額」欄の記入をしてください。

セルフメディケーション税制を利用する場合は「セルフメディケーション税制の適用を受ける」欄の□にレ点をつけてください。

※選択した控除を修正申告等により変更することはできません。※領収書を添付しても医療費控除は適用されません。

※明細書を添付してください。

社会保険料控除 ⑧欄

令和7年中に国民健康保険・国民年金・厚生年金・健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・雇用保険などに支払った金額全額が控除額となります。源泉徴収票に記載されているものはその金額を、それ以外のものは支払ったことがわかるものをもとに支払った金額を記入してください。

※社会保険料の支払額がわかるものを添付してください。※公的年金等から天引きされた社会保険料を本人以外が申告することはできません。

小規模企業共済等掛金控除 ⑨欄

令和7年中に小規模企業共済制度に基づく掛金などに支払った金額全額が控除額になりますので、全額を記入してください。

※支払った金額のわかるものを添付してください。

生命保険料控除 ⑩欄

令和7年中に支払った保険料を記入してください。※控除証明書を添付してください。

※新(旧)生命保険料、新(旧)個人年金保険料、介護医療保険料の区分は、生命保険会社などが発行する証明書に表示されています。

地震保険料控除 ⑪欄

令和7年中に支払った保険料を記入してください。※控除証明書を添付してください。

※地震保険、旧長期損害保険の契約区分は、損害保険会社などが発行する証明書に表示されています。

配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除、扶養控除、扶養障害者控除 ⑫欄、⑬欄、⑭欄

ご自身と生計を一にする配偶者（令和7年中の合計所得金額が133万円以下）又は19歳以上23歳未満の子等（令和7年中の合計所得金額が123万円以下）又はその他の親族（令和7年中の合計所得金額が58万円以下）の方がいる場合は、氏名、続柄、生年月日、同別居の区分、マイナンバー（個人番号）、所得金額を記入してください。

また、別居の扶養親族等がいる場合は、下の欄に住所を記入してください。国外の場合は国外に○をつけ、該当する□にレ点をつけてください。
税法上の扶養から外したい扶養親族・同生一計配偶者がいる場合は「外す」欄に○をつけてください。

※同生一計配偶者（控除対象配偶者を除く）の場合には、□にレ点をつけてください。

※同生一計配偶者とは、納稅義務者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円以下の人のをいいます。

同生一計配偶者（控除対象配偶者を含む）、扶養親族のうちに障害者がいる場合は、該当者の⑯欄に障害の種類や程度を記入してください。

※障害者手帳等のコピーを添付してください。※手帳等をお持ちでなくとも障害者控除の対象となる場合があります。

【国外居住親族の扶養控除等について 詳細は4頁をご覧ください。】

日本国外に居住する親族にかかる扶養控除等の適用を受ける場合は、申告の際に親族関係書類と送金関係書類の添付が必要です。

親族関係書類 … 国外居住親族が居住者（納稅者）の親族であることを証する書類 具体例：戸籍謄本、出生証明書等

送金関係書類 … 国外居住親族の生活費等の送金を各人に行った事を明らかにする、いずれかの書類

①金融機関の書類 ②クレジットカードの利用明細書等

※国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人に必要になります。

※「親族関係書類及び送金関係書類」が外国語で作成されている場合には、その翻訳文も必要になります。

本人該当項目 ⑮欄

・ひとり親・寡婦控除 … ひとり親または寡婦に○をつけ、死別・離別または未婚に○をし、死別・離別の場合には該当年と月を記入してください。

・障害者控除 … 該当する等級に○をつけてください。※障害者手帳等のコピーを添付してください。

※手帳等をお持ちでなくとも障害者控除の対象となる場合があります。

・勤労学生控除 … 学校名及び学年を記入してください。※学生証のコピーを添付してください。

寄附金に関する事項 ⑯欄 および申告書裏面イ

寄附金を支出した場合は、各区分に寄附金額を記入してください。※寄附先と寄附金額がわかる書類を添付してください。

◎申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載および本人確認について

申告書の提出の際には、マイナンバーの記載+本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

►マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●有効な通知カード（住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの）
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
（うちいずれか1つ）

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証 ●パスポート ●在留カード
●障害者手帳 ●資格確認書

などのうちいずれか1つ

※マイナンバーは市民税・県民税の賦課に関する事務に利用します。

※郵送でご申告される場合、本人確認書類についてはコピーを添付していただき、原本を添付することのないようご注意ください。マイナンバーカードは両面のコピーが必要です。

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

下表に該当する国外居住親族を扶養親族として申告するためには、それぞれ必要な確認書類を添付してください。

	1. 留学により非居住者になった人	2. 障害者	3. 扶養控除等を申告する納稅義務者から38万円以上の送金を受けている人	1から3以外の方
・30歳以上70歳未満	親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類	親族関係書類、送金関係書類	親族関係書類、前年中の送金合計額が38万円以上（親族ごとの送金関係書類）	扶養控除の対象外
・配偶者 ・30歳未満又は70歳以上	親族関係書類、送金関係書類			



お知らせ

給与所得控除の見直しについて

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	
162万5,000円超	180万円以下	その収入金額×40% - 10万円
	180万円超	190万円以下
		その収入金額×30% + 8万円

※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

各種扶養控除等に関する所得要件等の引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件等が10万円引き上げられます。

要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
雑損控除の適用が認められる親族の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

特定親族特別控除の創設

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者等を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人（特定親族）について、特定親族特別控除が創設されます。

控除額の詳細については、9頁の「特定親族特別控除」欄をご確認ください。

※あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため税法上の扶養親族には該当しません。そのため非課税の判定等における「扶養親族数」には含まれません。

今年度から申告書等の返却方法が変更となります

昨年度にお知らせしたとおり、今年度から申告書にある受付票を廃止させていただきます。

そのため、郵送による提出で、提出した申告書等の写しに市民税課の受付印を押した控え（写し）が必要な場合は、申告書の写しをあらかじめコピーして添付し、控えの返送に必要な金額分の切手を貼り返信先を記載した返信用封筒を同封してください（返信時の郵送料は、申告者の負担となります）。

個人住民税の電子申告について

令和8年度（令和7年分）の個人住民税申告より、スマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAXのホームページ、マイナポータルおよび市ホームページを経由して個人住民税の申告手続きが、全市区町村共通で開始されます。

詳細については、市ホームページ（<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/007/002/p142024.html>）をご確認ください。

申告書の作成には、手軽で便利な「個人住民税税額シミュレーションシステム」をご活用ください。

インターネット上から「個人住民税税額シミュレーションシステム」を使って、税額の試算や市民税・県民税申告書の作成ができます。作成した申告書はご自身で印刷をして、郵送または窓口にてご提出いただくことでスムーズに申告することができます。

「個人住民税税額シミュレーションシステム」へはこちらからアクセス

船橋市公式ホームページ（<https://www.city.funabashi.lg.jp>）

トップ > 暮らし・手続き > 税金・債権 > 個人市民税 > 税額の計算方法など > 個人住民税税額シミュレーションシステム（税額の試算・申告書作成）について

※個人住民税税額シミュレーションシステムを用いた電子申告はできません。電子申告をご希望の場合は、前述「個人住民税の電子申告について」をご参照ください。

よくある質問（Q & A）

申告全般について

Q1 私の収入は年金（厚生年金と企業年金）のみで、その他に収入はありませんが、市民税・県民税の申告をしなければならないでしょうか？

A1 申告する内容が「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている内容のみの場合、申告の必要はありません。

ただし、各種の所得控除（医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）の適用を受けるときや、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）について追加や訂正がある場合は申告する必要があります。

Q2 私は令和7年中の収入はありませんでしたが、各種控除（医療費控除、社会保険料控除など）の申告をして還付金を受け取ることはできますか？

A2 市民税・県民税は所得税のように事前に税を納めていただくものではなく、1年間の収入について翌年に課税を行います。よって、各種控除の申告をしていただいた場合は、申告していただいた控除を適用した上で市民税・県民税を決定しますので、還付金は発生いたしません。

なお、上記の質問の場合、令和7年中の収入がなかったとのことなので、令和8年度（令和7年中の収入について）は税額自体が発生せず、各種控除を申告していただいても税額（非課税）自体に変動はありません。

医療費控除について

Q3 感染症対策として、マスクやアルコール除菌液などを購入しましたが、控除の対象になりますか？

A3 対象なりません。医療費控除の対象となるのは、病気やケガの治療に要した費用であり、疾病予防のための物品購入については対象外です。

Q4 医療費控除の明細書とは、どのようなものを指しますか？

A4 医療費控除の明細書とは、領収書や医療費通知に記載されている内容を元に、ご自身で作成していくください。病院が発行する診療明細書ではありません。

医療費控除の明細書については11頁にありますので、切り離してご利用ください。一枚で収まりきらない場合は、お手数ですがコピーをしてご利用ください。作成方法等、詳細は6,7頁をご覧ください。

Q5 まだ1年分の医療費通知がそろわないのですがどうすれば良いですか？

A5 医療費通知に記載のない支払い済みの医療費については、領収書を元に医療費控除の明細書にご記入ください。領収書はご自宅等で5年間保管する必要があります。既にお手元に届いている医療費通知に記載されている分の医療費については、7頁を参考に医療費控除の明細書の上部「1. 医療費通知添付する場合」の右欄(1)、(2)に合計額を記載することで明細書の記載を簡略化することができ、領収書の保存も不要となります。

Q6 人間ドックや健康診断の費用は医療費控除の対象になりますか？

A6 原則対象なりません。ただし、診断の結果重大な病気が発見され、引き続きその治療に入ることになった場合は医療費控除の対象となります。

Q7 差額ベッド代は医療費控除の対象になりますか？

A7 本人や家族の都合で個室に入院したときなどの差額ベッドの料金は、医療費控除の対象なりません。

Q8 母の医療費を息子である私が支払いました。母の医療費は、息子の医療費控除として申告できますか？

A8 生計が同一の親族にかかる医療費を支払った場合は医療費控除の対象となります。

医療費控除について

医療費控除の明細書は11頁を
切り取ってご使用ください。

平成30年度の市民税・県民税の申告から、セルフメディケーション税制が創設され、従来の医療費控除との選択適用となりました。セルフメディケーション税制は、健康維持および疾病予防への一定の取組みを行う個人が前年中に特定一般用医薬品を購入し、購入費の合計が1万2千円を超える時は、その超過分を所得控除することが可能になる制度です。

○医療費控除を受けるには？（領収書では医療費控除を受けられません）

- ・「医療費控除の明細書」を作成しご提出ください。→7頁参照
- ・「医療費控除の明細書」にご加入の健康保険組合等からの「医療費通知」を添付すれば一部の記入を省略することができます。→7頁参照
- ・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」を作成しご提出ください。
→この明細書は市ホームページから入手できます。

○注意事項 ※マスク・消毒液等は医療費控除の対象外です。

※領収書の添付や提示は不要ですが、後日、確認をさせていただく場合もありますので、申告から5年間は保存してください。

【各控除の詳細および比較表】

	従来の医療費控除	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例
対象医療費	<ul style="list-style-type: none">自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象になります。）	自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族が支払った特定一般用医薬品等購入費（一定の取組みに要した費用は対象外）
必要書類	<ul style="list-style-type: none">医療費控除の明細書（7頁に作成例があります）医療費通知（詳細は7頁）	<ul style="list-style-type: none">セルフメディケーション税制の明細書
計算方法	次の(1)(2)のいずれか多い方（いずれも200万円が限度額） (1)（支払った医療費 - 保険金等により補てんされた金額） -（総所得金額等 × 5%） (2)（支払った医療費 - 保険金等により補てんされた金額） - 10万円	（支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補てんされた金額） - 1万2千円（8万8千円が限度額）

セルフメディケーション税制の明細書の作成例

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入してください。

同じ薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに、購入金額の合計を記入してください。

(1)薬局などの支払先の名	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	(4)補てんされる金額
ドラッグストア□□	○○EX錠、○○クリームS	3,064 円	円
△△薬局	○○○○、○○○、○○○○、○○○	5,520	
"	○○○○、○○○、○○○○、○○○		
合 計		A 50,000	B 0

※「セルフメディケーション税制の明細書」は船橋市ホームページよりダウンロードしていただくか、ご自身で作成してください。

支払った金額の合計を記入してください。

補てんされる金額の合計を記入してください。

医療費控除の明細書の作成例 (11頁の明細書を切り取ってご使用ください。)

1. 医療費通知を添付する場合

医療費通知(※)を添付することで、明細部分の記入を省略することができます。

11月、12月分の医療費が記載された医療費通知がまだご自宅に届いていないようであれば、11月分、12月分のみ領収書を元に明細をご記入ください。

医療費通知を添付する場合、右記の(1)、(2)を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者

④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称

⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

(1)医療費通知に記載された医療費のうち令和7年中に支払った額	(2)(1)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
Ⓐ 円	Ⓑ 円

医療費通知に記載された自己負担額のうち、令和7年中に支払った合計額を記入します。

(1)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2. 領収書を元に明細を記入する場合

※上記1に記入したものについては、記入不要です。

【船橋 太郎さんと 妻 花子さんの例】

(太郎さんが受けた医療)

2/15	○○病院 診療	1,080 円	… ①
	交通費 (□□バス)	320 円	… ②
4/22	○○病院 診療	540 円	… ③
	交通費 (□□バス)	320 円	… ④
4/22	××薬局 薬処方	550 円	… ⑤

(花子さんが受けた医療)

6/15	△△病院 診療	1,620 円	… ⑥
	△△病院の診療に対する保険金	1,000 円	… ⑦

交通費(※)については、該当の病院等の下に記入してください。

◎医療を受けた人 ◎病院・薬局ごとに
年間の医療費を合計して記載してください。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局等の支払先の名称	(3)年間(令和7年1~12月)に支払った医療費の額	(4)(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額(注)
船橋 太郎	○○病院	1,620 (①+③) 円	円
〃	□□バス	640 (②+④)	
〃	××薬局	550 (⑤)	
船橋 花子	△△病院	1,620 (⑥)	1,000 (⑦)
合 計		Ⓐ 合計額を記入	Ⓑ 合計額を記入

※)電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除き、タクシー代は控除の対象には含まれません。

自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場料金などは、控除の対象には含まれません。

3. 医療費通知分と明細分の合計額

支払った医療費 (Ⓐ+Ⓑ)	(合計)	円	A	年間に支払った医療費の総合計額 (Ⓐ+Ⓑ) を記入してください。
生命保険や社会保険などで 補てんされる金額 (Ⓑ+Ⓒ)		円	B	補てんされる金額の総合計額 (Ⓑ+Ⓒ) を記入してください
差引金額 (Ⓐ-Ⓑ)	(マイナスの時は0円)	円		Ⓐ-Ⓑの額を記入してください

参考資料

◎所得関係（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）

種類	内容	容
営業等	小売業、製造業、建設業、運輸業、サービス業などから生じる所得	所得の算出にあたっては、申告書裏面ア・イの収支明細書を使用してください。
農業	農作物の生産などから生じる所得	
不動産	地代、家賃、礼金、更新料などの所得	
利子	預貯金などの利子（地方税が特別徴収されている一般的な利子については申告不要です。）	
配当	株式の配当、投資信託の収益の分配金などの所得 ※配当の事務取扱者が発行する配当金計算書などを添付してください。 ※必要経費は、株式などの購入や出資のために要した借入金の利子です。	
給与収入	給与・賃金・賞与などの収入	※所得への換算は下記①を参照してください。
専従者給与	あなたが事業専従者の場合は、給与収入の金額、事業主の住所、氏名を記入してください。 事業専従者は、事業主と生計を一にする配偶者・その他15歳以上の親族で、6か月を超える期間を事業主の経営する事業に専ら従事した者に限られます。なお、事業専従者を、同一生計配偶者、配偶者特別控除、扶養控除の対象とすることはできません。	
公的年金等収入	厚生年金・国民年金・共済年金・その他の年金収入	※所得への換算は下記②を参照してください。
業務	事業、給与などにあてはまらない継続した取引（副業等）の所得	
その他の雑所得	個人年金・互助年金・簡保の定期年金・原稿料・印税などの所得	
総合譲渡	土地建物以外の資産の譲渡による所得	
一時	生命保険の満期返戻金、競馬・競輪などの払戻金、賞金、懸賞当せん金など一時的な所得 ※生命保険の満期返戻金の必要経費は支払った掛金です。保険会社が発行する明細などでご確認ください。 ※所得金額は、収入から必要経費を差引き、さらに特別控除50万円を差し引いた額です。（赤字の場合は0円） ※課税計算は、所得金額を2分の1にした額で行います。	
分離課税の所得	土地建物の譲渡、株式の譲渡、先物取引による所得	

①給与等所得金額計算表

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～1,900,000円	収入 - 650,000円
1,900,001円～3,599,999円	収入 ÷ 4000(小数点以下切捨) × 4000 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入 ÷ 4000(小数点以下切捨) × 4000 × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上	収入 - 1,950,000円

※申告書には所得へ換算する前の給与等の収入金額を記入してください。

②所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1.給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア.特別障害者に該当する イ.年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ.特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

2.給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

※1.の控除がある場合は、1.の控除を使用した後の金額から控除します。

◎必要経費（主な例）

租税公課	事業税、固定資産税など
水道光熱費	電気、ガス、水道料金など
旅費通信費	交通費、電話料金など
広告宣伝費	広告料、名入タオル代など
修繕費	店舗、自動車、事業用の機械の修理代など
消耗品費	文房具、ガソリン代など
雇人費	従業員に対する給与など
地代家賃	店舗、事業所の家賃など
借入金利子	事業用借入金の利子
減価償却費	店舗、自動車、事業用の機械の償却費

※事業に要したものに限る

③公的年金等の所得金額計算表 ※65歳以上…昭和36年1月1日以前生まれの人

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超	2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	1円～3,299,999円	収入 - 1,100,000円	収入 - 1,000,000円	収入 - 900,000円	収入 - 400,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入 × 75% - 275,000円	収入 × 75% - 175,000円	収入 × 75% - 75,000円	収入 × 75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入 × 85% - 685,000円	収入 × 85% - 585,000円	収入 × 85% - 485,000円	収入 × 85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入 × 95% - 1,455,000円	収入 × 95% - 1,355,000円	収入 × 95% - 1,255,000円	収入 × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円	収入 - 1,755,000円
65歳未満	1円～1,299,999円	収入 - 600,000円	収入 - 500,000円	収入 - 400,000円	収入 - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入 × 75% - 275,000円	収入 × 75% - 175,000円	収入 × 75% - 75,000円	収入 × 75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入 × 85% - 685,000円	収入 × 85% - 585,000円	収入 × 85% - 485,000円	収入 × 85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入 × 95% - 1,455,000円	収入 × 95% - 1,355,000円	収入 × 95% - 1,255,000円	収入 × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円	収入 - 1,755,000円

※申告書には所得へ換算する前の公的年金等収入金額を記入してください。

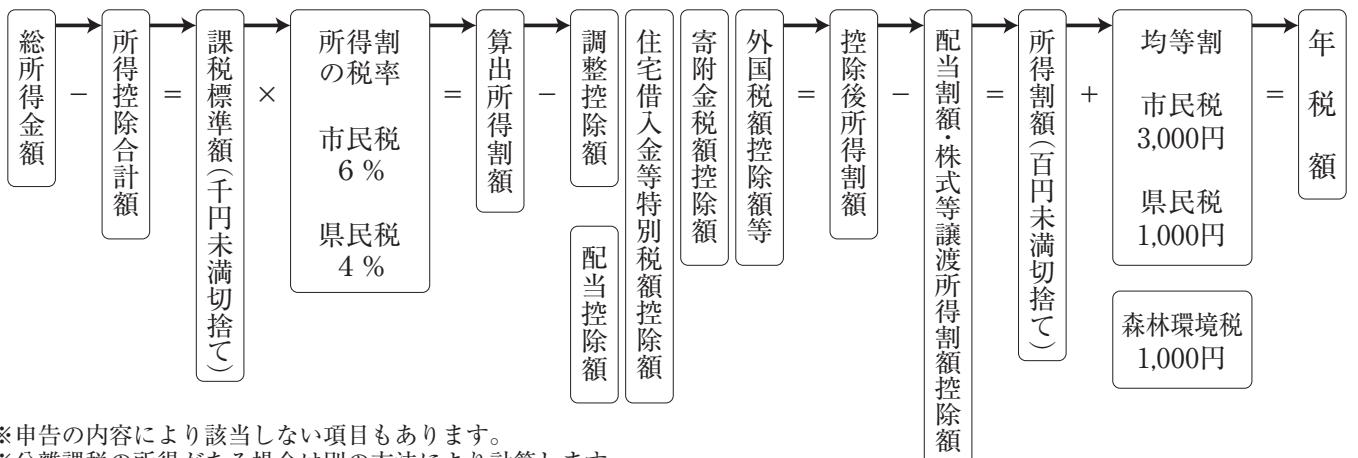
◎市民税・県民税控除関係

※以下内容は市民税・県民税に関するものです。所得税とは控除額が異なります。

種類	内 容																																															
生命保険料控除		<p>【控除額計算表】※一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計控除額の上限は70,000円となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新制度：生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表 (平成24年1月1日以降に締結した契約)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超～</td> <td>28,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度：生命・個人年金保険料の控除額計算表 (平成23年12月31日以前に締結した契約)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超～</td> <td>35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>			新制度：生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表 (平成24年1月1日以降に締結した契約)		支払保険料	控除額	12,000円以下	支払額全額	12,000円超～32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	56,000円超～	28,000円(上限)	旧制度：生命・個人年金保険料の控除額計算表 (平成23年12月31日以前に締結した契約)		支払保険料	控除額	15,000円以下	支払額全額	15,000円超～40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	70,000円超～	35,000円(上限)																				
新制度：生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表 (平成24年1月1日以降に締結した契約)																																																
支払保険料	控除額																																															
12,000円以下	支払額全額																																															
12,000円超～32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円																																															
32,000円超～56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円																																															
56,000円超～	28,000円(上限)																																															
旧制度：生命・個人年金保険料の控除額計算表 (平成23年12月31日以前に締結した契約)																																																
支払保険料	控除額																																															
15,000円以下	支払額全額																																															
15,000円超～40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円																																															
40,000円超～70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円																																															
70,000円超～	35,000円(上限)																																															
※一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約のそれぞれでお支払いがある場合、①新契約について【表1】より算出した控除額、②旧契約について【表2】より算出した控除額、③上記の①・②で算出した控除額の合計額(上限28,000円)、以上の①～③の中で最も大きい控除額が、一般生命保険料分と個人年金保険料分の各控除額となります。																																																
地震保険料控除		<p>【控除額計算表】※旧長期損害保険契約分と地震保険契約分合わせて上限25,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地 震 保 险 料 分</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超～</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧 長 期 損 害 保 险 料 分</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超～15,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	支払保険料	控除額	地 震 保 险 料 分	50,000円以下	支払額 × 1/2	50,000円超～	25,000円	旧 長 期 損 害 保 险 料 分	5,000円以下	支払額全額	5,000円超～15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円		15,000円超～	10,000円																												
区分	支払保険料	控除額																																														
地 震 保 险 料 分	50,000円以下	支払額 × 1/2																																														
	50,000円超～	25,000円																																														
旧 長 期 損 害 保 险 料 分	5,000円以下	支払額全額																																														
	5,000円超～15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円																																														
	15,000円超～	10,000円																																														
配偶者控除	<p>生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下で、あなた(下表の「納税者」)の合計所得金額が1,000万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除を受ける納税者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>一般の控除対象者</th> <th>老人控除対象配偶者(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,000,000円以下</td> <td>330,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>9,000,000円超～9,500,000円以下</td> <td>220,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>9,500,000円超～10,000,000円以下</td> <td>110,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円超～</td> <td colspan="2">控除適用なし</td></tr> </tbody> </table>			控除を受ける納税者の合計所得金額	控除額		一般の控除対象者	老人控除対象配偶者(※)	9,000,000円以下	330,000円	380,000円	9,000,000円超～9,500,000円以下	220,000円	260,000円	9,500,000円超～10,000,000円以下	110,000円	130,000円	10,000,000円超～	控除適用なし																													
控除を受ける納税者の合計所得金額	控除額																																															
	一般の控除対象者	老人控除対象配偶者(※)																																														
9,000,000円以下	330,000円	380,000円																																														
9,000,000円超～9,500,000円以下	220,000円	260,000円																																														
9,500,000円超～10,000,000円以下	110,000円	130,000円																																														
10,000,000円超～	控除適用なし																																															
<p>内縁関係に当たる人、事業専従者は該当しません。</p>																																																
配偶者特別控除	<p>生計を一にする配偶者の合計所得が58万円超133万円以下で、あなた(下表の「納税者」)の合計所得金額が1,000万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th>納税者の合計所得金額 900万円以下</th> <th>納税者の合計所得金額 900万円超～950万円以下</th> <th>納税者の合計所得金額 950万円超～1,000万円以下</th> <th>納税者の合計所得金額 1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,000円超～1,000,000円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> <td rowspan="9">控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円超～1,050,000円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,000円超～1,100,000円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,000円超～1,150,000円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,000円超～1,200,000円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,000円超～1,250,000円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,000円超～1,300,000円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円超～1,330,000円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1,330,000円超～</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額	控除額			納税者の合計所得金額 900万円以下	納税者の合計所得金額 900万円超～950万円以下	納税者の合計所得金額 950万円超～1,000万円以下	納税者の合計所得金額 1,000万円超	580,000円超～1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	控除適用なし	1,000,000円超～1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,000円超～1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,000円超～1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,000円超～1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,000円超～1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,000円超～1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,000円超～1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円	1,330,000円超～	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	控除額																																															
	納税者の合計所得金額 900万円以下	納税者の合計所得金額 900万円超～950万円以下	納税者の合計所得金額 950万円超～1,000万円以下	納税者の合計所得金額 1,000万円超																																												
580,000円超～1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	控除適用なし																																												
1,000,000円超～1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																													
1,050,000円超～1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																													
1,100,000円超～1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																													
1,150,000円超～1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																													
1,200,000円超～1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																													
1,250,000円超～1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																													
1,300,000円超～1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																													
1,330,000円超～	0円	0円	0円																																													
<p>生計を一にする親族であり、合計所得金額が58万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>年少扶養親族</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般扶養親族…平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれの人 昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの人 ※特定扶養親族…平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの人 ※老人扶養親族…昭和31年1月1日以前生まれの人 ※同居老親等…老人扶養親族のうちあなたか配偶者の直系尊属で同居している人 ※年少扶養親族…平成22年1月2日以降生まれの人(令和7年12月31日現在16歳未満) ※年少扶養親族の所得控除はありませんが、市民税・県民税の非課税を判定する際の扶養人数には含まれます。</p>			区分	控除額	一般扶養親族	330,000円	特定扶養親族	450,000円	老人扶養親族	380,000円	同居老親等	450,000円	年少扶養親族	0円																																		
区分	控除額																																															
一般扶養親族	330,000円																																															
特定扶養親族	450,000円																																															
老人扶養親族	380,000円																																															
同居老親等	450,000円																																															
年少扶養親族	0円																																															
特定親族特別控除		<p>生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族であり、合計所得金額が58万円超123万円以下(特定親族)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族(※)の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,000円超～950,000円以下</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>950,000円超～1,000,000円以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円超～1,050,000円以下</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,000円超～1,100,000円以下</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,000円超～1,150,000円以下</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,000円超～1,200,000円以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,000円超～1,230,000円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)特定親族…平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの人</p>			特定親族(※)の合計所得金額	控除額	580,000円超～950,000円以下	450,000円	950,000円超～1,000,000円以下	410,000円	1,000,000円超～1,050,000円以下	310,000円	1,050,000円超～1,100,000円以下	210,000円	1,100,000円超～1,150,000円以下	110,000円	1,150,000円超～1,200,000円以下	60,000円	1,200,000円超～1,230,000円以下	30,000円																												
特定親族(※)の合計所得金額	控除額																																															
580,000円超～950,000円以下	450,000円																																															
950,000円超～1,000,000円以下	410,000円																																															
1,000,000円超～1,050,000円以下	310,000円																																															
1,050,000円超～1,100,000円以下	210,000円																																															
1,100,000円超～1,150,000円以下	110,000円																																															
1,150,000円超～1,200,000円以下	60,000円																																															
1,200,000円超～1,230,000円以下	30,000円																																															
障害者控除		<p>同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)、その他の扶養親族(年少扶養親族も含む)が障害者である場合</p> <p>①身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定の人 ②上記①以外の等級の手帳の交付を受けている人 ※①②ともに障害者控除対象者認定書でも可能 ※手帳・認定書をお持ちでなくとも対象となる場合があります。 ③上記①の扶養親族が同居している場合、控除額の加算があります。</p>		<p>控除額</p> <p>①…300,000円 ②…260,000円 ③…230,000円</p>																																												
本人該当	ひとり親控除	<p>あなたが、婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合</p>																																														
	寡婦控除	<p>あなたが夫と離婚したあと婚姻しておらず、子以外の扶養親族(年少扶養親族も含む)を有し、合計所得金額が500万円以下の場合、もしくは夫と死別したあと婚姻していないか夫の生死が不明で合計所得金額が500万円以下の場合</p>																																														
	障害者控除	<p>上記障害者控除①②に同じ</p>																																														
	勤労学生控除	<p>あなたが学生または生徒で合計所得金額が85万円以下であり、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合</p>																																														
基礎控除		<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24,000,000円以下</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>24,000,000円超24,500,000円以下</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>24,500,000円超25,000,000円以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000,000円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>			納税者の合計所得金額	控除額	24,000,000円以下	430,000円	24,000,000円超24,500,000円以下	290,000円	24,500,000円超25,000,000円以下	150,000円	25,000,000円超	0円																																		
納税者の合計所得金額	控除額																																															
24,000,000円以下	430,000円																																															
24,000,000円超24,500,000円以下	290,000円																																															
24,500,000円超25,000,000円以下	150,000円																																															
25,000,000円超	0円																																															

市民税・県民税・森林環境税のしくみと計算

市民税・県民税・森林環境税の計算方法



※申告の内容により該当しない項目もあります。

※分離課税の所得がある場合は別の方法により計算します。

※船橋市公式ホームページにて、税額の試算ができます。(4頁をご覧ください)

◎調整控除

(1) 課税総所得金額が200万円以下の場合

{①人の控除差の合計額 } いざれか少ない金額の
②課税総所得金額 } 5%を控除

(2) 課税総所得金額が200万円超の場合

{人の控除差の合計額 - (課税総所得金額 - 200万円)} × 5%
※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

(1)(2) いざれも市民税60%・県民税40%に按分します。
合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

◎配当控除(配当所得に対する控除)

課税総所得金額	控除率	
	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

※配当控除額 = 配当所得 × 控除率

※配当の種類により控除額が異なる場合があります。

◎住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、①か②のいざれか少ない額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
②前年分の所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
ただし、一定の要件を満たす場合、前年分の所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

◎住民税と所得税の人的控除額の差

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除	5万円※		納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	その他 1万円						
控除	特別 10万円		配偶者 控除	70歳未満 70歳以上	5万円 10万円	4万円 6万円	2万円 3万円
	同居特別 12万円						
ひとり親控除	父 1万円※		配偶者 特別 控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	母 5万円			50万円以上 55万円未満	3万円※	2万円※	1万円※
寡婦控除	1万円						
勤労学生控除	1万円						
扶養一般控除	5万円		扶養老人控除		10万円		
扶養特定控除	18万円		扶養同居老親等		13万円		

※印の金額は、調整控除の算出時に用いる金額であり、住民税と所得税の所得控除額の実際の差額とは一致しません。

◎寄附金税額控除

対象になる寄附先は、以下の①～④です。

- ①都道府県、市町村、特別区
- ②住所地の都道府県共同募金会
- ③「日本赤十字社支部」
- ④県・市が条例で指定した団体

◎基本控除

{寄附金合計額(総所得金額の30%を限度)-2,000円} ×税率(市6%・県4%)

①特例控除(①のうち総務大臣が指定した自治体への寄附が対象)(寄附金-2,000円) ×【下表】の割合 × 特例控除の割合(市3/5・県2/5)

※①の計算額は、調整控除後の所得割額の20%を限度とします。
⑦+①の合計額が、ふるさと納税の税額控除額となります。

課税総所得金額 - (人の控除差の合計額)	割合
0円以上	195万円以下 84.895%
195万円超	330万円以下 79.79%
330万円超	695万円以下 69.58%
695万円超	900万円以下 66.517%
900万円超	1,800万円以下 56.307%
1,800万円超	4,000万円以下 49.16%
4,000万円超	44.055%

※ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方が、市民税・県民税の申告や所得税の確定申告を行うと、ワンストップ特例の申請は無効となります。申告の際にはワンストップ特例対象分の寄附金額も含めて申告してください。

◎均等割・所得割の非課税について

均等割も所得割も課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ○1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている人 ○未成年者(平成20年1月3日以降生まれで婚姻歴のない人)・ひとり親・寡婦・障害者に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合
均等割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ○前年の合計所得金額が次の金額以下の個人のみのとき 45万円 扶養親族を有するとき 35万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+31万円
所得割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ○前年の総所得金額等が次の金額以下の個人のみのとき 45万円 扶養親族を有するとき 35万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+42万円 ○所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人

令和7年分 医療費控除の明細書

記入方法については7頁を参照ください。

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏名

1. 医療費通知(※)を添付する場合

医療費通知の添付に加えて、右記の(1)、(2)を記入してください。
2人以上の受診者の情報が記載されている場合は総額をご記入ください。

※医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類です。
(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1)医療費通知に記載された 医療費のうち令和7年中 に支払った額	(2)(1)のうち生命保険や社会 保険などで補てんされる 金額
⑦ 円	① 円

医療費通知を添付しない場合は記入不要です。

2. 領収書を元に明細を記入する場合

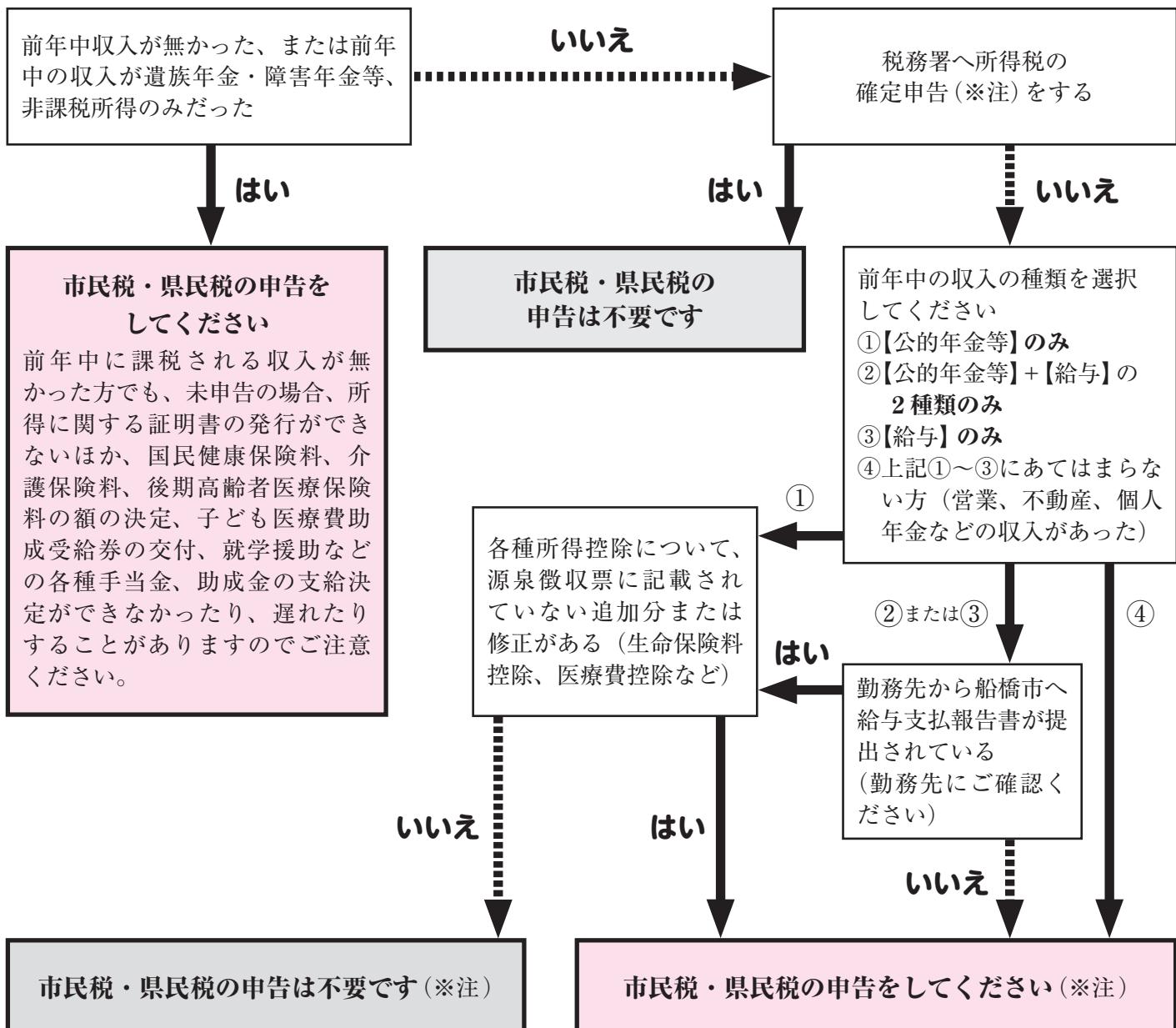
「領収書1枚」ごとではなく「医療を受けた方」、「病院・薬局等」ごとに年間の支払額をまとめて記入してください。
上記1に記入したものについては、記入しないでください。

3. 医療費通知分と明細分の合計額

支払った医療費 (⑦ + ⑧)	(合計)	円	[A]
生命保険や社会保険などで 補てんされる金額 (⑨ + ⑩)			[B]
差引金額 ([A] - [B])	(マイナスの時は 0 円)		

(注) 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

以下の表を参考に、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。
(対象となる方は令和8年1月1日に船橋市に住民登録のある方になります。)



(※注) 所得の内容や金額によっては税務署への確定申告が必要になる場合があります。

詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告特集ページ」をご覧いただけます。税務署へお問い合わせください。

船橋税務署：047-422-6511(代)

市民税・県民税申告についての問い合わせ・郵送先

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 税務部 市民税課
電話 047-436-2214(直通)